

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名 称及び住所	法人番号	随意契約によること とした会計法令の根 拠条文及び理由 （企画競争又は公 募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備 考
										公益法人の区 分	国所管、都道 府県所管の区 分	応札・応募者 数	
貸借契約 F A C 3 0 1 3 横田飛行場	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館	令和6年4月1日	情報公開法第5条第1号及 び第2号に基づき記載しな い。	—	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	104,748,456円	104,748,456円	100%					
貸借契約 F A C 3 0 1 3 横田飛行場	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館	令和6年4月1日	株式会社大川質店	8010801002005	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	12,477,096円	12,477,096円	100%					
貸借契約 F A C 3 0 1 3 横田飛行場	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館	令和6年4月1日	神明社	3012805000311	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	979,992円	979,992円	100%					
貸借契約 F A C 3 0 1 3 横田飛行場	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館	令和6年4月1日	東京都 水道局	8000020130001	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	26,475,684円	26,475,684円	100%					
貸借契約 F A C 3 0 5 6 大和田通信所	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館	令和6年4月1日	有限会社武田建材	1030002061697	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	2,032,404円	2,032,404円	100%					
貸借契約 F A C 3 0 5 6 大和田通信所	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館	令和6年4月1日	未来環境サービ ス株式会社	4030001047851	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	1,018,620円	1,018,620円	100%					
貸借契約 F A C 3 0 5 6 大和田通信所	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館	令和6年4月1日	吉良興業有限会社	1030002060947	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	1,667,028円	1,667,028円	100%					
貸借契約 F A C 3 0 5 6 大和田通信所	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館	令和6年4月1日	株式会社啓和運輸	7030001026885	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	4,682,412円	4,682,412円	100%					
貸借契約 F A C 3 0 5 6 大和田通信所	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館	令和6年4月1日	株式会社 フィールド工業	5011601005984	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	1,028,652円	1,028,652円	100%					

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名 称及び住所	法人番号	随意契約によること とした会計法令の根 拠条文及び理由 （企画競争又は公 募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備 考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
貸貸借契約 F A C 3 0 5 6 大和田通信所	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	令和6年4月1日	新座市	8000020112305	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	46,802,784円	46,802,784円	100%					
貸貸借契約 F A C 3 0 5 6 大和田通信所	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	令和6年4月1日	情報公開法第 5 条第 1 号及 び第 2 号に基づき記載しない。	—	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	698,450,388円	698,450,388円	100%					
貸貸借契約 F A C 3 1 8 1 硫黄島通信所	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	令和6年4月1日	情報公開法第 5 条第 1 号及 び第 2 号に基づき記載しない。	—	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	89,829,288円	89,829,288円	100%					
貸貸借契約 F A C 3 1 8 5 ニューサンノーマ軍センター	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	令和6年4月1日	情報公開法第 5 条第 2 号に 基づき記載しない。	—	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	—	—	—					
貸貸借契約 F A C 3 1 9 1 羽田郵便管理事務所	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	令和6年4月1日	情報公開法第 5 条第 2 号に 基づき記載しない。	—	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	3,437,808円	3,437,808円	100%					
貸貸借契約 陸上自衛隊七会訓練場	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	令和6年4月1日	情報公開法第 5 条第 1 号に 基づき記載しない。	—	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	—	—	—					
貸貸借契約 陸上自衛隊相馬原演習場	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	令和6年4月1日	情報公開法第 5 条第 1 号及 び第 2 号に基づき記載しない。	—	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	43,671,888円	43,671,888円	100%					
貸貸借契約 陸上自衛隊大日原演習場	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	令和6年4月1日	太平生産森林組合	4110005003702	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	1,545,336円	1,545,336円	100%					
貸貸借契約 陸上自衛隊大日原演習場	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	令和6年4月1日	情報公開法第 5 条第 2 号に 基づき記載しない。	—	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	5,185,956円	5,185,956円	100%					

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名 称及び住所	法人番号	随意契約によること とした会計法令の根 拠条文及び理由 （企画競争又は公 募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備 考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
貸貸借契約 陸上自衛隊関山演習場	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	令和6年4月 1 日	上越市	9000020152226	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	3, 516, 876円	3, 516, 876円	100%					
貸貸借契約 陸上自衛隊関山演習場	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	令和6年4月 1 日	藤沢共有地管理組合	—	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	1, 331, 232円	1, 331, 232円	100%					
貸貸借契約 陸上自衛隊関山演習場	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	令和6年4月 1 日	岡沢町内会	—	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	18, 921, 372円	18, 921, 372円	100%					
貸貸借契約 陸上自衛隊関山演習場	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	令和6年4月 1 日	岡川町内会	—	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	1, 125, 972円	1, 125, 972円	100%					
貸貸借契約 陸上自衛隊松戸駐屯地	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	令和6年4月 1 日	情報公開法第 5 条第 2 号に 基づき記載しない。	—	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	—	—	—					
貸貸借契約 陸上自衛隊吉井弾薬支処	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	令和6年4月 1 日	佛崎裏岩井山林組合	—	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	1, 330, 680円	1, 330, 680円	100%					
貸貸借契約 陸上自衛隊吉井弾薬支処	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	令和6年4月 1 日	情報公開法第 5 条第 1 号に 基づき記載しない。	—	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	11, 011, 704円	11, 011, 704円	100%					
貸貸借契約 茨城地方協力本部 日 立出張所	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	令和6年4月 1 日	情報公開法第 5 条第 2 号に 基づき記載しない。	—	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	2, 679, 600円	2, 679, 600円	100%					
貸貸借契約 茨城地方協力本部土浦地域事務所	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	令和6年4月 1 日	情報公開法第 5 条第 2 号に 基づき記載しない。	—	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	4, 752, 000円	4, 752, 000円	100%					

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名 称及び住所	法人番号	随意契約によること とした会計法令の根 拠条文及び理由 （企画競争又は公 募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区 分	国所管、都道 府県所管の区 分	応札・応募者 数	
貸貸借契約 茨城地方協力本部龍ヶ崎地域事務所	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	令和6年4月1日	情報公開法第 5 条第 2 号に 基づき記載しない。	—	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	2, 508, 000円	2, 508, 000円	100%					
貸貸借契約 茨城地方協力本部水戸募集案内所	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	令和6年4月1日	株式会社狩野ビル	8050001005176	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	3, 009, 600円	3, 009, 600円	100%					
貸貸借契約 千葉地方協力本部船橋出張所	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	令和6年4月1日	東洋住販株式会社	8040001021769	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	4, 942, 080円	4, 942, 080円	100%					
貸貸借契約 千葉地方協力本部船橋出張所	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	令和6年4月1日	株式会社 東関東ドットコム	5040001023099	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	871, 200円	871, 200円	100%					
貸貸借契約 千葉地方協力本部旭地域事務所	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	令和6年4月1日	北総通運株式会社	1040001061796	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	990, 000円	990, 000円	100%					
貸貸借契約 千葉地方協力本部成田地域事務所	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	令和6年4月1日	株式会社平和不動産	9040001043201	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	3, 075, 600円	3, 075, 600円	100%					
貸貸借契約 千葉地方協力本部木更津地域事務所	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	令和6年4月1日	情報公開法第 5 条第 1 号に 基づき記載しない。	—	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	—	—	—					
貸貸借契約 千葉地方協力本部茂原地域事務所	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	令和6年4月1日	株式会社マキタ	8040001059454	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	2, 244, 000円	2, 244, 000円	100%					
貸貸借契約 千葉地方協力本部千葉募集案内所	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	令和6年4月1日	情報公開法第 5 条第 2 号に 基づき記載しない。	—	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	4, 910, 400円	4, 910, 400円	100%					
貸貸借契約 千葉地方協力本部千葉募集案内所	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	令和6年4月1日	株式会社藤和グループ	6040001008768	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	1, 636, 800円	1, 636, 800円	100%					

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名 称及び住所	法人番号	随意契約によること とした会計法令の根 拠条文及び理由 （企画競争又は公 募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備 考
										公益法人の区 分	国所管、都道 府県所管の区 分	応札・応募者 数	
貸貸借契約 千葉地方協力本部市川募集案内所	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館	令和6年4月1日	有限会社誠心	5010802020446	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	990,000円	990,000円	100%					
貸貸借契約 千葉地方協力本部市川募集案内所	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館	令和6年4月1日	情報公開法第5条第1号に 基づき記載しない。	—	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	—	—	—					
貸貸借契約 千葉地方協力本部柏募集案内所	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館	令和6年4月1日	情報公開法第5条第1号及 び第2号に基づき記載しな い。	—	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	5,610,000円	5,610,000円	100%					
貸貸借契約 東京地方協力本部江東出張所	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館	令和6年4月1日	情報公開法第5条第2号に 基づき記載しない。	—	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	11,972,400円	11,972,400円	100%					
貸貸借契約 東京地方協力本部台東出張所	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館	令和6年4月1日	情報公開法第5条第2号に 基づき記載しない。	—	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	6,336,000円	6,336,000円	100%					
貸貸借契約 東京地方協力本部足立地域事務所	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館	令和6年4月1日	情報公開法第5条第1号に 基づき記載しない。	—	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	5,148,000円	5,148,000円	100%					
貸貸借契約 東京地方協力本部新小岩募集案内所	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館	令和6年4月1日	情報公開法第5条第2号に 基づき記載しない。	—	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	5,095,200円	5,095,200円	100%					
貸貸借契約 東京地方協力本部西東京地域事務所	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館	令和6年4月1日	有限会社亀正	5012702005345	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	4,276,800円	4,276,800円	100%					
貸貸借契約 東京地方協力本部西東京地域事務所	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館	令和6年4月1日	情報公開法第5条第1号に 基づき記載しない。	—	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	—	—	—					

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名 称及び住所	法人番号	随意契約によること とした会計法令の根 拠条文及び理由 （企画競争又は公 募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備 考
										公益法人の区 分	国所管、都道 府県所管の区 分	応札・応募者 数	
貸貸借契約 東京地方協力本部八王子地域事務所	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館	令和6年4月1日	八王子市長	1000020132012	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	2,400,000円	2,400,000円	100%					
貸貸借契約 東京地方協力本部八王子地域事務所	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館	令和6年4月1日	橋完株式会社	8010101003174	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	1,056,000円	1,056,000円	100%					
貸貸借契約 東京地方協力本部八王子地域事務所	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館	令和6年4月1日	情報公開法第5条第1号に 基づき記載しない。	—	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	—	—	—					
貸貸借契約 東京地方協力本部国分寺募集案内所	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館	令和6年4月1日	情報公開法第5条第1号に 基づき記載しない。	—	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	—	—	—					
貸貸借契約 東京地方協力本部福生募集案内所	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館	令和6年4月1日	情報公開法第5条第1号に 基づき記載しない。	—	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	—	—	—					
貸貸借契約 東京地方協力本部町田募集案内所	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館	令和6年4月1日	情報公開法第5条第2号に 基づき記載しない。	—	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	3,801,600円	3,801,600円	100%					
貸貸借契約 東京地方協力本部豊島出張所	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館	令和6年4月1日	サン・グローウ株式会社	5013301023515	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	2,112,000円	2,112,000円	100%					
貸貸借契約 東京地方協力本部豊島出張所	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館	令和6年4月1日	情報公開法第5条第1号に 基づき記載しない。	—	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	—	—	—					
貸貸借契約 東京地方協力本部練馬地域事務所	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館	令和6年4月1日	有限会社タカアキ	9012702014094	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	4,884,000円	4,884,000円	100%					

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名 称及び住所	法人番号	随意契約によること とした会計法令の根 拠条文及び理由 （企画競争又は公 募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備 考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
貸貸借契約 東京地方協力本部北地域事務所	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館	令和6年4月1日	情報公開法第5条第2号に 基づき記載しない。	—	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	5,631,120円	5,631,120円	100%					
貸貸借契約 東京地方協力本部高円寺募集案内所	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館	令和6年4月1日	情報公開法第5条第1号に 基づき記載しない。	—	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	—	—	—					
貸貸借契約 東京地方協力本部大田出張所	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館	令和6年4月1日	谷口電機株式会社	2010801007133	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	4,488,000円	4,488,000円	100%					
貸貸借契約 東京地方協力本部港出張所	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館	令和6年4月1日	銀泉株式会社	—	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	1,953,600円	1,953,600円	100%					
貸貸借契約 東京地方協力本部港出張所	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館	令和6年4月1日	情報公開法第5条第2号に 基づき記載しない。	—	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	17,820,000円	17,820,000円	100%					
貸貸借契約 東京地方協力本部世田谷募集案内所	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館	令和6年4月1日	情報公開法第5条第2号に 基づき記載しない。	—	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	6,204,000円	6,204,000円	100%					
貸貸借契約 東京地方協力本部世田谷募集案内所	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館	令和6年4月1日	日本駐車場開発株式会社	8120001093305	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	942,480円	942,480円	100%					
貸貸借契約 東京地方協力本部代々木募集案内所	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館	令和6年4月1日	情報公開法第5条第2号に 基づき記載しない。	—	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	3,973,200円	3,973,200円	100%					
貸貸借契約 東京地方協力本部五反田募集案内所	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館	令和6年4月1日	情報公開法第5条第1号に 基づき記載しない。	—	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	—	—	—					

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名 称及び住所	法人番号	随意契約によること とした会計法令の根 拠条文及び理由 （企画競争又は公 募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備 考
										公益法人の区 分	国所管、都道 府県所管の区 分	応札・応募者 数	
貸貸借契約 埼玉地方協力本部川越募集案内所	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館	令和6年4月1日	情報公開法第5条第1号に 基づき記載しない。	—	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	—	—	—					
貸貸借契約 埼玉地方協力本部加須募集案内所	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館	令和6年4月1日	情報公開法第5条第1号に 基づき記載しない。	—	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	—	—	—					
貸貸借契約 埼玉地方協力本部さいたま地域事務所	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館	令和6年4月1日	情報公開法第5条第2号に 基づき記載しない。	—	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	7,550,400円	7,550,400円	100%					
貸貸借契約 埼玉地方協力本部入間地域事務所	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館	令和6年4月1日	鹿島屋ビル有限公司	8030002028748	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	4,276,800円	4,276,800円	100%					
貸貸借契約 埼玉地方協力本部熊谷地域事務所	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館	令和6年4月1日	情報公開法第5条第2号に 基づき記載しない。	—	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	3,168,000円	3,168,000円	100%					
貸貸借契約 埼玉地方協力本部熊谷地域事務所	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館	令和6年4月1日	株式会社埼玉住宅情報セン ター	7030001084719	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	1,584,000円	1,584,000円	100%					
貸貸借契約 群馬地方協力本部	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館	令和6年4月1日	情報公開法第5条第1号に 基づき記載しない。	—	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	—	—	—					
貸貸借契約 群馬地方協力本部高崎地域事務所	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館	令和6年4月1日	株式会社阿部住宅サービス	4070001006110	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	5,847,600円	5,847,600円	100%					
貸貸借契約 群馬地方協力本部沼田地域事務所	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館	令和6年4月1日	株式会社オグニヤ	2070001027744	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	2,383,392円	2,383,392円	100%					

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名 称及び住所	法人番号	随意契約によること とした会計法令の根 拠条文及び理由 （企画競争又は公 募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備 考
										公益法人の区 分	国所管、都道 府県所管の区 分	応札・応募者 数	
貸貸借契約 群馬地方協力本部前橋募集案内所	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館	令和6年4月1日	情報公開法第5条第1号及 び第2号に基づき記載しない。	—	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	3,484,800円	3,484,800円	100%					
貸貸借契約 群馬地方協力本部藤岡募集案内所	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館	令和6年4月1日	有限会社ぐんしん不動産	7070002017302	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	1,056,000円	1,056,000円	100%					
貸貸借契約 栃木地方協力本部大田原地域事務所	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館	令和6年4月1日	株式会社那須トラベル	7060001012882	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	2,204,400円	2,204,400円	100%					
貸貸借契約 栃木地方協力本部足利地域事務所	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館	令和6年4月1日	株式会社ニューミヤコホテ ル	2060001027497	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	4,884,000円	4,884,000円	100%					
貸貸借契約 栃木地方協力本部小山地域事務所	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館	令和6年4月1日	情報公開法第5条第1号に 基づき記載しない。	—	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	—	—	—					
貸貸借契約 栃木地方協力本部真岡募集案内所	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館	令和6年4月1日	情報公開法第5条第1号に 基づき記載しない。	—	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	—	—	—					
貸貸借契約 新潟地方協力本部柏崎地域事務所	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館	令和6年4月1日	情報公開法第5条第1号に 基づき記載しない。	—	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	—	—	—					
貸貸借契約 新潟地方協力本部加茂地域事務所	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館	令和6年4月1日	情報公開法第5条第1号に 基づき記載しない。	—	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	—	—	—					
貸貸借契約 新潟地方協力本部佐渡駐在員事務所	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館	令和6年4月1日	情報公開法第5条第1号に 基づき記載しない。	—	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	—	—	—					

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名 称及び住所	法人番号	随意契約によること とした会計法令の根 拠条文及び理由 （企画競争又は公 募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備 考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
貸貸借契約 新潟地方協力本部新発田地域事務所	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館	令和6年4月1日	協同組合新発田商業開発	7110005004598	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものである。	2,600,400円	2,600,400円	100%					
貸貸借契約 新潟地方協力本部新潟募集案内所	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館	令和6年4月1日	情報公開法第5条第2号に 基づき記載しない。	—	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものである。	6,728,040円	6,728,040円	100%					
貸貸借契約 長野地方協力本部松本地域事務所	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館	令和6年4月1日	情報公開法第5条第2号に 基づき記載しない。	—	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものである。	6,072,000円	6,072,000円	100%					
貸貸借契約 長野地方協力本部茅野地域事務所	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館	令和6年4月1日	茅野商工会議所	8100005008194	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものである。	3,223,440円	3,223,440円	100%					
貸貸借契約 長野地方協力本部長野募集案内所	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館	令和6年4月1日	有限会社栗田屋本店	3100002001512	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものである。	4,224,000円	4,224,000円	100%					
貸貸借契約 海上自衛隊硫黄島航空基地	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館	令和6年4月1日	小笠原村	6000020134210	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものである。	10,981,956円	10,981,956円	100%					
貸貸借契約 海上自衛隊硫黄島航空基地	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館	令和6年4月1日	情報公開法第5条第1号及 び第2号に基づき記載しない。	—	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものである。	303,597,564円	303,597,564円	100%					
貸貸借契約 海上自衛隊市原送信所	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館	令和6年4月1日	情報公開法第5条第1号に 基づき記載しない。	—	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものである。	7,042,104円	7,042,104円	100%					
貸貸借契約 航空自衛隊新潟分屯基地	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館	令和6年4月1日	情報公開法第5条第1号に 基づき記載しない。	—	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものである。	—	—	—					

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名 称及び住所	法人番号	随意契約によること とした会計法令の根 拠条文及び理由 （企画競争又は公 募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備 考
										公益法人の区 分	国所管、都道 府県所管の区 分	応札・応募者 数	
貸借契約 防衛イノベーション技術研究所（仮称）	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 二又 知彦 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館	令和6年4月25日	Y G P リアルエステート 株式会社	1011001055106	会計法第29条の3第4 項、予算決算及び会計 令第102条の4第3号の 規定を適用し、左記 相手方と随意契約を 締結したものであ る。	—	—	—					

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。